



男女共同参画地域推進員 活動マニュアル



はじめに



男女共同参画社会づくりについては、国や県、市町村はもとより、各種団体、学校、企業などが、その実現に向け様々な取り組みを行っていますが、いまだ実現には至っていません。

その原因の一つとして、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習などが、社会に根強く残っていることがあげられます。

そうした意識や慣習を改めていくためには、地域に住む一人ひとりが、その問題点を正しく理解し、自らの意識を変えていくことが重要です。

そのため、宮崎県では、平成25年度から地域において男女共同参画の普及・啓発や、男女共同参画の視点に立った地域活動に取り組む「男女共同参画地域推進員」を設置することとしました。

本書は、男女共同参画地域推進員の皆さんが、それぞれの地域において男女共同参画社会づくりに取り組んでいただく上での基本的な事項や留意点などをまとめたものです。

このマニュアルを活用し、また、それぞれの地域の実情に応じた独自の手法も取り入れながら、効果的な活動が展開されることを期待しています。

「男女共同参画社会づくりは、私たちの暮らす地域から！」

「誰もが、性別にとらわれず、それぞれの個性を発揮し、自分らしく生きられる。」そんな社会を実現するため、身近でできることから活動を始めていきましょう。

※ この冊子は、以下の資料を参考にして作成しました。

「茨城県男女共同参画推進員活動の手引き」(茨城県知事公室女性青少年課)

「男女共同参画推進リーダーのしおり」(山梨県県民生活・男女参画課)

「人と地域を元気にする男女共同参画地域づくりマニュアル」(福岡県男女共同参画センター)

目次

目次

はじめに

第1章 男女共同参画社会について

- 1. 男女共同参画社会とは ----- 1
- 2. なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのか ----- 2

第2章 男女共同参画地域推進員の役割と活動

- 1. 男女共同参画地域推進員の役割 ----- 3
- 2. 男女共同参画地域推進員の活動 ----- 3
- 3. 具体的な活動内容
 - (1) 男女共同参画の普及・啓発 ----- 5
 - (2) 県・市町村が行う事業への協力 ----- 6
 - (3) 地域への目配り、困っている人への支援 ----- 7
 - (4) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 ----- 9
- 4. 地域での活動事例 ----- 15

第3章 活動にあたっての留意点 -----17

参考資料

- 男女共同参画関係用語 ----- 19
- 県内の男女共同参画センター ----- 20



1 男女共同参画社会とは

平成11年6月に公布、施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を次のように定義づけています。

◎ 男女共同参画社会（男女共同参画社会基本法第2条より抜粋）

男女が、※1社会の対等な構成員として、※2自らの意思によって^{※3}社会のあらゆる分野における^{※4}活動に参画する機会が確保され、もって^{※5}男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、^{※6}共に責任を担うべき社会

※1 「社会の対等な構成員として」

男性も女性も社会の責任ある構成員であり、権利、義務の対等な関係であることを示しています。

※2 「自らの意思によって」

「自らの意思によって」という主体的な選択によって活動に参画するものであり、強要、強制されるものではないことを示しています。

※3 「社会のあらゆる分野」

職域、学校、地域、家庭などの生活上のあらゆる分野を指します。

※4 「活動に参画する機会が確保され」

「参画」は、単なる参加ではなく、積極的に自分の意思で、企画・立案や決定にもかかわるということで、その機会が確保されることを示しています。

※5 「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」

男女という性別によってその受ける利益に違いが生じるのではなく、男女が均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができるということです。

※6 「共に責任を担う」

性別によって責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員として、共に責任を担うべきであるということを示しています。

男女共同参画社会とは、「**誰もが性別に関わりなく、その人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会**」です。



2 なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのか

日本国憲法には、「個人の尊重」(第13条)、「法の下での平等」(第14条)がうたわれており、これまでも男女平等の実現に向けていろいろな取り組みがなされてきました。

しかし、男女平等に関する県民の意識や、指導的地位にいる女性の割合などを見ると、いまだに男女平等が実現したとは言いがたい現状があります。

憲法に掲げる真の男女平等を確立するために、男女共同参画社会づくりを推進することが求められています。

また、人口減少・少子高齢の進行やグローバル化など社会経済情勢が急速に変化する今日において、こうした変化に的確に対応し、社会を豊かで活力あるものにしていくためには、これまで十分に活かされてこなかった「女性の力」を引き出していくことが必要不可欠です。

女性の活躍を促していくためには、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的役割分担意識を払拭するとともに、男性を含めた働き方等を見直し、性別に関わりなくともに活躍できる環境を整備していく必要があります。

このため、男女共同参画社会基本法では、**男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。**

<男女共同参画に係る本県の状況>

1 社会全体で「男女は平等になっている」と思う人は1割半ば

平等:15.2%、男性が優遇:62.5%、女性が優遇:3.2%(県調査(令和2年度))

2 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の人はおよそ6割

反対:62.6%、賛成:10.2%、どちらともいえない:25.0%(県調査(令和2年度))

3 雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合は16.6%

※ 全国平均:16.4%(国勢調査(平成27年))

4 女性の3人に1人、男性の5人に1人が、配偶者や恋人から、何らかの暴力を受けた経験を持つ

女性:33.7%、男性:21.5%(県調査(令和2年度))

5 自殺者の約7割を男性が占める

男性:143人(約66%)、女性:74人(約34%)(厚労省人口動態統計(令和2年))

※ 自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は17.8人。全国的に高い順から2番目。

1 男女共同参画地域推進員の役割

地域で男女共同参画社会を形成するためには、県民一人ひとりが、その必要性を理解し、自らの問題として捉え、家庭や地域、職場などで、自主的に取り組んでいくよう促していく必要があります。

そのためには、国や県、市町村といった行政の取り組みに加え、人々が日々の生活を送る身近な地域から、男女共同参画社会づくりの取り組みを進めていくことが重要です。

男女共同参画地域推進員の皆さんには、地元市町村との連携を図りながら、それぞれの地域における取り組みの中心的な役割を担うリーダーとして、男女共同参画の普及啓発・推進を行っていただくことをお願いしています。

地域の中で暮らし、実情を理解している皆さんだからこそ、わかることやできることがあると思います。そうした強みを発揮しながら、地域に密着し、地域の実情に応じた効果的な取り組みがなされることを期待しています。

2 男女共同参画地域推進員の活動

男女共同参画地域推進員として、取り組んでいただきたい活動は、以下のとおりです。

- (1)男女共同参画の推進に関する普及・啓発
- (2)県・市町村が行う男女共同参画施策への支援・協力
- (3)地域への目配り・困っている人への支援
- (4)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- (5)その他男女共同参画の推進に資する活動

これらの活動は、ボランティアでお願いしているものであり、すべてに取り組まなくてはならないというものではありません。できるものから少しずつ始めてください。

また、活動を行っていくためには、地域推進員の皆さん自身が、男女共同参画社会について正しく理解し、男女共同参画を取り巻く状況等を把握しておく必要があります。

そのため、県や市町村、男女共同参画センター等が実施する講演会や講座に可能な範囲で参加いただくとともに、県や市町村等が発行する啓発資料や情報誌、ホームページなどから必要な情報を入手するよう心がけてください。



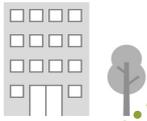
地域推進員の役割



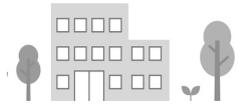
地域における男女共同参画社会づくりのリーダー
(ノットワーカー)※

※ノットワーカー(結ぶ人)
…人の力を見出し、必要なときに
人と人をつなぐ人

県・男女共同
参画センター



市町村



連携

情報提供
活動支援

情報提供
活動支援

地域推進員



協力・連携

啓発
情報提供

協力・連携

啓発
情報提供

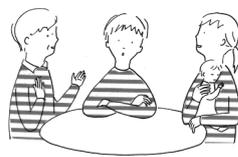
情報提供
啓発

地域の現状を
具体的に把握

課題の提示
地域活動を
働きかけ

個人

団体



地域

男女共同参画の視点に立った地域づくり



3 具体的な活動内容

(1) 男女共同参画の普及・啓発

男女共同参画社会の理念や必要性、また、その実現のためにどのようなことに取り組めばよいかということについて、地域住民の皆さんに理解してもらうための活動に取り組んでください。

地域の人たちに啓発資料を紹介したり、学習会の企画運営、イベントなどでのパネル展示や講演会の開催など様々な方法が考えられます。地域の状況に応じた効果的な方法で普及啓発を行ってください。

活動例

- ① 町内会の回覧板に啓発パンフレットや情報誌を回覧する。
- ② 所属するグループやPTA、地区の集まりなどで、啓発パンフレットや情報誌を配布する。
(配布資料をもとに意見交換を行う。)
- ③ 男女共同参画の推進やDV防止などを訴える小物(しおり、カード、リボン等)を作成し、配布する。
- ④ 地域のお祭りやイベントの際に、男女共同参画PRコーナーを設置させてもらい、パネルの展示や啓発資料・チラシの配布等を行う。
- ⑤ 住民アンケートを実施し、地域の現状を把握した上で、その結果をまとめた啓発資料を作成し、回覧・配布する。
- ⑥ 町内会や職場、グループなどを単位とする学習会を企画し、県男女共同参画センターの職員や県・市町村の担当者に来てもらい、男女共同参画推進社会づくりについて話をしてもらう。
- ⑦ 県男女共同参画センターの講師派遣事業を活用し、地域住民を対象とした講演会を企画・開催する。
- ⑧ 男性を対象にした料理教室や介護教室、新たに父親になる人向けの育児講座など、男性の家事・育児参加を促進するイベントを企画・開催する。
- ⑨ 関連イベントや講座に積極的に参加し、男女共同参画について学び続ける。

普及・啓発活動を行うにあたっては、県や県男女共同参画センターの作成した啓発資料やセンターの啓発用DVD(貸出用)などを有効に活用してください。

また、県男女共同参画センターでは、地域で開催される男女共同参画社会づくりのための講演会や研修会などに講師や職員の派遣(無料)を行っています。

県でも県庁出前講座という形で職員の派遣(無料)を行っています。派遣を希望される場合は、企画の段階から早めにご相談ください。

◎ 県及び県男女共同参画センターの啓発資料・情報誌

資料の名称	規格	問合せ先
自分らしさを生かせる社会へ	A4:8ページ	県生活・協働・男女参画課 0985-26-7040
イシキをかえてシャカイをかえる	A4:20ページ	県生活・協働・男女参画課 0985-26-7040
DV・配偶者や恋人からの暴力	A4:三つ折り	県生活・協働・男女参画課 0985-26-7040
デートDV・あなたの恋愛は大丈夫？	A5:12ページ	県生活・協働・男女参画課 0985-26-7040
配偶者や恋人からの暴力 (我慢しないでいいんだよ)	カード(名刺大)	県生活・協働・男女参画課 0985-26-7040
BRILLIANT(ブリリアント) (県男女共同参画センター広報誌)	A4:12ページ (年3回発行)	県男女共同参画センター 0985-32-7591

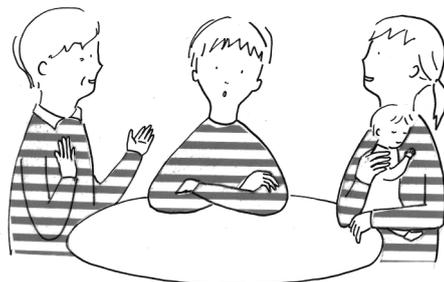
(2) 県・市町村が行う事業への協力

県や市町村では、講演会や研修会の開催、パネル展示、啓発資料や広報誌の作成・配布など、様々な形で県民への広報・啓発に取り組んでいます。

市町村から講演会やパネル展等の開催にあたり、企画運営スタッフ等としての要請があった場合や、地域への啓発資料の配布等について協力依頼があった場合には、都合のつく範囲内でご協力ください。

また、多くの方が講演会等に参加するよう周囲への呼びかけをお願いします。

地域の活動で得た経験を生かし、市町村が募集する各種審議会やまちづくり協議会等の公募委員に応募して、男女共同参画の視点に立った施策提言を積極的に行っていただくことは、地域の男女共同参画推進の大きな力になります。



(3)地域への目配り、困っている人への支援

地域の中に、何かで悩んでいる人や困っている人はいないか、日頃から周囲の方に目を配り、「様子がおかしい」と感じる人がいたら、声をかけて、話を聞いてください。

例えば、DV(配偶者や恋人からの暴力)の被害に遭っている方の中には、自分がその被害者であることに気づかなかつたり、DVだと気づいても、誰にも相談しない(できない)ケースが多くあり、時間の経過とともに被害が重大化していきます。そのため、周囲の人が早期に異常に気づくことが重要です。相手の話に耳を傾け、DV等が疑われる場合には、専門の相談機関に相談するよう勧めてください。

◎ DV(配偶者や恋人からの暴力)に関する相談窓口

◆宮崎県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)

電話番号 0985-22-3858

相談時間(電話) 月～金(9:00～20:30) / 土・日(9:00～15:00)

(祝日、年末年始除く)

◆警察安全相談室

電話番号 0985-26-9110(短縮ダイヤル#9110)

相談時間(電話) 月～金(8:30～17:45)

* 緊急の場合は、上記時間外でも当直体制で対応可能です。

◆DV相談ナビ

短縮ダイヤル #8008 * 最寄りの相談機関窓口へ自動転送されます。

◆DV相談+(プラス)

電話番号 0120-279-889 相談時間(電話) 24時間受付

* メール相談(24時間受付)、チャット相談(12:00～22:00)もあります。

◎ 性暴力に関する相談窓口

◆さぽーとねっと宮崎(性暴力被害者支援センター)

電話番号 0985-38-8300 全国共通短縮番号 #8891(通話料無料)

相談時間(電話) 月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00

* 上記以外の時間は電話が転送され、国の夜間休日コールセンターに相談することができます。

* ホームページにメール相談窓口があります。

◎ 精神保健(こころ)に関する相談窓口

◆こころの電話

電話番号 0985-32-5566

相談受付時間 月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～19:00

◎ セクハラ・パワハラ・マタハラなどに関する相談窓口

◆宮崎労働局 雇用環境均等室

電話番号 0985-38-8827

相談受付時間 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

◎ 男女共同参画・性別に起因する人権問題(夫婦・人間関係等)に関する相談

◆ 宮崎県男女共同参画センター

電話番号 0985-60-1822

相談時間(電話・面接) 月～金(9:00～17:00) 土(9:00～16:30)
(祝日、年末年始除く)

◆ 宮崎地方法務局(女性の人権ホットライン)

電話番号 0570-070-810

相談時間(電話・面接) 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

◆ 宮崎市女性相談室

電話番号 0985-21-1779

相談時間(電話・面接) 月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～17:15

◆ 宮崎市男女共同参画センター「パレット」

電話番号 0985-25-2057

相談時間(電話・面接) 月・水～金・土・日(祝日、年末年始除く) 9:00～16:30

◆ 都城市男女共同参画センター

電話番号 0986-23-7157

相談時間(電話・面接) 月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～16:00

◆ 延岡市男女共同参画センター

電話番号 0982-22-7056

相談時間(電話・面接) 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

◆ 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」

電話番号 0982-55-1660

相談時間(電話・面接) 月・火・木・金(祝日、年末年始除く) 13:00～16:00

◆ えびの市女性相談所

電話番号 0984-35-0152、0120-123-693

相談時間(電話・面接) 月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～16:00

◎ 女性の生き方・働き方に関する相談窓口

◆ 女性のつながりサポート相談窓口(宮崎県男女共同参画センター)

電話番号 0985-29-8544

相談時間(電話・面接) 月～土(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00



(4)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進～性別に関わりなく一人ひとり～

地域の課題解決の取り組みを男女共同参画の視点に立って地域の人たちと協働して行っていくことは、男女共同参画社会づくりを進めていく上で大変有効な手段です。

地域には、高齢者や小さな子どもを育てている人、障がいのある人など様々な人たちが住んでおり、それぞれの抱える課題に目を向けることは、そうした人たちの置かれた立場を理解することであり、お互いを思いやる心の醸成につながります。

また、多様な人たちが参画し、それぞれの個性や知識、経験等が生かされる形で解決策を議論し実践していく、その過程の中で、無意識のうちに男女共同参画の意義を実感することができ、男女共同参画社会づくりへの理解が深まっていきます。

男女共同参画の視点に立った地域活動の進め方を以下に示しますので、参考にしてください。

<地域づくり活動の進め方>

① 地域づくりの見通しを立てる

目標を達成するためには、まず計画します。その計画に基づき行動し、その行動について評価・確認します。そこで改善する点があれば、改善し、再度計画します。目標を達成するためには、「PDCA」サイクル(※)を継続していくことが大切です。

※Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す技法

② 地域について語り合う～仲間づくり～ステップ1

(ア) まずは、語りかける

地域づくりの第一歩は語ることから始まります。

男女共同参画はすべての分野にかかわるので、子育て、介護、労働、農業、防災など、あらゆる切り口でアプローチすることができます。会話の中から、地域の特性や課題が見えてくることもあります。

(イ) 地域を調べる

自分の住む市町村の現状を客観的に確認しましょう。

数値がわからない場合は、行政機関等に問い合わせてみましょう。



CHECK 1

地域の特徴は？

- どのような人が住んでいるか(人口構成)
 - ・男性と女性で分けた年齢階層別割合
 - ・全国や県平均との比較、動態
- どのような仕事についているか(就業構造)
 - ・男性と女性で分けた「農林水産業」「鉱工業」「商業」など
 - ・全国や県平均との比較、動態
- 文化、歴史、習慣、しきたり

CHECK 2

地域づくりに住民が活発に取り組んでいるか？

- 行政のまちづくり推進の担当課・係はあるか
- 市民活動のための拠点となる場所の提供はあるか
- 市民活動のための情報の提供・相談窓口はあるか
- 市民団体のメンバーが審議会委員等まちづくり・政策決定の場に参加しているか
- 住民が運営するまつりやイベントはあるか
- 「町内会・自治会」への住民の加入率は

CHECK 3

男女共同参画について取り組んでいるか？

- 男女共同参画に関わる市民団体はあるか
- 行政の男女共同参画の担当課・係はどこか
- 行政が実施した男女共同参画住民意識調査の結果はあるか
- 男女共同参画計画は策定されているか
- 男女共同参画条例は制定されているか
- 議会における女性の議員の割合は
- 審議会における女性の委員の割合は
- 「PTA会長」「自治会長」「農業委員」の女性の割合は

(ウ) 住民と行政が交わる

地域づくりに行政職員も一住民として同じ姿勢で活動しましょう。
住民からは地域に対して感じていることや考えていることを伝え、行政からは自治体の体制や計画など情報を伝え、関係を築いていきましょう。

③ 中心となる仲間をつくる 仲間づくり～ステップ2

地域づくりを進めていくためには、「実行する仲間」が必要です。

(ア) 核となる仲間を探す

地域づくりを進めるときに核となる人が必要です。

核となる人は、いろいろな活動の中にいます。声をかけてみましょう。

(イ) 役割は担い合う

1人の人に役割が集中しないようにしましょう。役割を担い合うには、チームワークが必要です。また、役割は固定化せずに柔軟性をもって活動することも必要です。

(ウ) 仲間を増やす

核となる人の仲間ができれば、さらに活動に参加する人の輪を広げます。参加者同士が率直に意見を出し合える雰囲気づくりを心がけましょう。

④ 企画を練る～仲間づくり～ステップ3

(ア) みんなで学ぶ

地域づくりの手法や男女共同参画の基礎知識について、仲間とともに学びましょう。

● 情報収集

- ・ 広報誌、公民館の掲示板など
- ・ ホームページ(インターネット)
〈内閣府男女共同参画局、県男女共同参画センター、
県生活・協働・男女参画課、NPOボランティア支援センターなど〉

● 講座・研修

行政や各種団体(男女共同参画センター、公民館等)が行う研修や講座に参加しましょう。

● 先進地視察

先進地に行き、交流し、現場で活動の様子をみましょう。

(イ) 課題を発見する

地域の課題を発見整理し、テーマ(主題)を明確にしましょう。

● 話し合いをする

地域づくりなどの話し合いでよく使われる2つの手法があります。

★ ブレインストーミング

新たなアイデアを生み出す方法の一つで、とにかくたくさん、自由に意見を出すことが目的です。そのためには、次のようなルールがあります。

ルール

1. 自由な発想で、思いついたことはすぐに発言する。
2. とにかく意見を出す。
3. 人の話をよく聴く。(決して否定・批判しない)
4. 他人の意見に自分のアイデアを加えたり、変えたりした意見も歓迎する。
5. すべての意見は記録する。

★ KJ法

アイデアを整理・分析し、参加者の合意を形成していく方法です。関連性のある意見をテーマごとにまとめ、整理することで、課題を発見することができます。

ルール

1. ブレインストーミングで出された意見を付箋紙などに記入する。
1枚の付箋紙に1つの意見のみ、15字程度の短い文にまとめる。
2. 全員の意見を集め、模造紙などに貼り付ける。
似ているものは近くに、相反するものは遠くに貼る。
小グループから中グループ、大グループとまとめる。
3. グループの内容や本質を短い言葉で表す見出しをつける。
4. 見出しに優先順位をつける。

● 調査する

地域の課題を整理したら調査を行います。調査方法は主に3つあります。

ア. 聞き取り調査

地域に住む人たちの考えや実情を調査する。

イ. 観察調査

どこが問題なのか、実際に足を運んで、目で見て確認する。
観察したことを写真やビデオで記録しましょう。

ウ. アンケート調査

量的なデータを得るためにアンケート調査を行う。
◇地域の問題をどのくらいの人知っているのか。
◇多くの人々が望んでいる方法は何か。



<アンケート調査をするにあたっての留意事項>

- * 質問はわかりやすく、回答しやすく。
- * 回答しやすい質問の順番に。(はじめは簡単な、答えやすい質問を持ってくる)
- * 回答者に心理的抵抗を引き起こすような発言は避ける。
- * あいまいな言葉、幾通りにも解釈できる言葉は使用しない。
- * 特定の答えに誘導するような質問は避ける。

●原因を考える

調査で得られた情報をもとに、地域にはどんな問題があるのか、その原因は何かを考えます。

(ウ) 地域資源を探す

地域で活動をするにあたっては、地域にある様々な資源を活用することが必要です。

- ◇ 人的資源(高齢者、学生、技術・経験のある人材等)
- ◇ 団体等の資源(自治体、企業、大学、学校、NPO等)



(エ) <取り組む>テーマを決める (目標を定める)

課題解決のための方策を考えます。

何をすべきか、何を目標とするのかを十分に話し合い、ビジョン(理念)やミッション(使命)を明確にします。

解決策を、具体的な形にするための目標を定め、対象者を明確にします。地域づくりに取り組むには、様々なテーマがあります。

- ◇ 地域防災、町おこし、子育て支援、高齢者支援、環境等

(オ) 計画を立てる

目標達成に向けて、計画を立てましょう。

●スケジュールの作成

なるべく多くの人に参加でき、働いている人でも参加できるような活動の時間帯に調整しましょう。予定どおりに進まないことも配慮しながら、時間調整のできるスケジュールにしましょう。

●役割分担

誰がどの作業を行っていくのか責任者を明確にしておく必要があります。

リーダー、連絡係、会計係、広報係など必要な役割を考え、担当者を決めておきます。

⑤ 実施する

男女共同参画の視点をもって地域づくりに取り組みましょう。

(ア) 資金集め

会費や寄付、バザー等、自主的に資金を獲得する方法のほか、行政の補助金や民間の助成金など資金に関する情報を集めましょう。

(イ) 協働先

事業を実施するにあたり、NPOや企業等、協働できる団体を探しましょう。

(ウ) 広報

広報誌やちらし、インターネット等で伝えましょう。

<留意事項>

マスコミ、市町村報や自治会の広報誌などにも記事を掲載してもらいましょう。

* 高齢者や子どもも読めるように、あまり文字を詰め込みすぎない。

* 絵、表、グラフ等を使って、目で見ておもしろく、わかりやすい内容にする。

* 誤字脱字がないか、仲間同士でしっかり確認する。

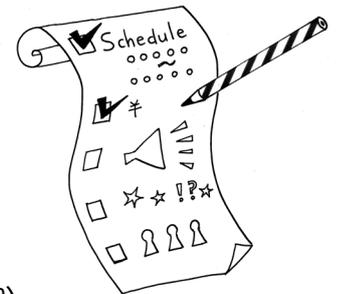
(エ) 実施

計画に沿って動き始めましょう。

⑥ ふりかえる

(ア) 評価する

- 成 果：男女共同参画で地域づくりが進んだか
まわりに何か波及効果があったか
- 計 画：段取りはよかったか
- 情 報：情報は共有できていたか。情報発信はできていたか
- カ ネ：資金は十分だったか。予算の配分は適切だったか
- モ ノ：必要なものは揃っていたか。会議などの場所は適切だったか
- ヒ ト：人脈は活かさきれていたか。負担の偏りはなかったか。仲間同士の連携は取れていたか



(イ) 次の目標を定める

地域づくりという活動を通して、知り合った仲間を継続的な関係にしていき、事業で見えてきた新たな課題の解決に向かって、次の目標を定めましょう。

4 地域での活動事例

県内には男女共同参画社会づくりを目指して活動している多くの団体やリーダーがいます。

ここでは私たちの地域の中にある課題の解決に向けて取り組まれた活動事例を紹介します。

事例 1

たかちほてんてる
「高千穂天照」(高千穂町) 会長 橋本美代子さん

< 活動内容 > 子育て支援

< 対象 > 町内に住む子育て中のお母さん、お父さん

< 活動のきっかけ > 数年前、1歳に満たない子どもを連れた女性と出会いました。その女性は夫の転勤で高千穂町に来ており、見知らぬ土地で知り合いもなく、一人ぼっちの育児に疲れ果て、家から一步も出ない日が続いているということを聞きました。

「縁があつて高千穂町に来てくれたのだから、いい思い出を作してほしい、ほかにもきっとこんな思いをしている人がいる、このように人たちのために何かしなければ」との思いで、子育て支援を始めました。

< 内容 > ◇地産地消の献立や伝統料理を通して、子育て世代に食育活動を行い「食」の大切さを伝えています。
◇「母親だから」、「女性だから」という固定的な性別役割分担にこだわらなくていいということを男女共同参画の学習をしたメンバーが会話の中でさりげなく伝えています。



※高千穂天照のみなさんは、平成10年から高千穂町を中心に男女共同参画社会づくりに向けた活動に取り組んでおり、上記のほか、広報紙の発行や講演会の開催等を行っています。

事例 2

「生目台地区地域自治区地域協議会」(宮崎市)

< 活動内容 > 地域防災

< 対象 > 地域住民



< 活動のきっかけ > 平成17年9月の台風14号で長期間の断水を経験し、これまでの防災の取り組みが効果的でなかったことを実感し、生活者の視点から地域の防災の全面的な見直しに着手しました。

< 内容 > 災害に強い地域づくりを目指し、地域内の各種団体に組織した「地区防災対策委員会」を発足しました。

全自治会が参加する防災訓練を、車いすを使った避難経路の確認、NTTの災害伝言ダイヤル、AEDやジャッキの使用方法など、災害が起こったときに役立つ知識と技能を、スタンプラリー方式で楽しく習得できるよう、専門機関の協力を得ながら工夫しました。

平日昼間、地域にいるのは、主に女性や子ども・高齢者や障がいのある人であることから、要支援者を安全に避難させるためには、地域の中学生の力が不可欠と、中学校に合同の防災訓練を働きかけて、毎年実施するようになりました。

そのほか、地域の避難場所を示すマップを作成し、住民に配付するとともに、福祉センターを要支援者用、保育園を妊婦や小さいお子さんのいる家庭用の「福祉避難所」に位置づけたり、「要支援者見守り活動推進チーム」をつくり、年に1回状況を把握するなど、助けを必要とする人をチームでサポートする体制をとっています。

防災は、知っている人・動ける人を増やしていくことで、地域力を高めることが大切です。



1 無理せず、少しずつ理解を深める

男女共同参画社会づくりのためには、県民の中に根強く残る性別による固定的役割分担意識を払拭するなど、一人ひとりの意識を醸成していくことが重要ですが、必ずしも個人の意識を絶対に改革しなければならないということではありません。

個人の意識を無理に変えようとする、様々な摩擦、問題などが生じてしまう恐れがあります。「個人の意識、考えはあくまで自由である」という前提に立って活動を進めていきましょう。

男女共同参画に関して、あまり興味がない方などを対象に活動を行う場合は、まずは身近な事例を示すなどして現状を知っていただき、問題提起をした上で、一緒になって考えていくことから始めるとういでしょう。一回で理解してもらうのは難しいこともあります。

時間をかけて徐々に理解を深めていくことが重要です。

2 市町村担当者との連携が大事

地域の実情に応じた活動に取り組む男女共同参画地域推進員の皆さんは、市町村にとっても頼もしい存在であり、皆さんの活動に対して支援や協力を得られることが期待できます。

地元市町村の協力を得るためには、市町村の施策に合致した取組を行う必要がありますので、日頃から情報交換を密に行うなど、市町村の担当者と「顔の見える関係」を築くように努め、互いに協力・連携しながら効果的な活動を行ってください。

県においても、市町村や関係機関に協力を依頼するなど、皆さんが活動しやすいような環境整備に努めていきます。



3 推進員相互のネットワークを大切に

活動を進めていく上で、他の地域での効果的な啓発手法や先進的な取組事例などの情報を得ることは大変重要です。また、日頃の活動の中での苦労や課題をお互いに話し合うことで、解決策を見出すことができるかもしれません。

そういう意味でも、推進員のネットワークはとても重要です。研修会等を通じて、情報交換などを積極的に行い、推進員相互の連携協力を図りましょう。そうすることで、活動の幅も広がっていきます。

4 秘密の保持には最大限の注意を

推進員の活動を通じて知り得た情報(個人や家庭内の情報等)については、外部に漏らすことは絶対にあってははいけません。その取扱いには十分注意してください。

守秘義務にあたる情報であるか判断に迷う場合は、県にご相談ください。

5 県は皆さんを応援していきます

県では、皆さんの地域での活動が円滑に進むよう、研修会・講座の開催や啓発資料の送付など様々な支援を行っていきます。

皆さんも、活動の中で困ったことや悩んでいることなどありましたら、気軽にご相談ください。

また、毎年、活動報告書を提出していただくことになっています。皆さんとつながる大切な機会となります。更新の要件にもなっておりますので、ご協力をお願いします。

<連絡先>

宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課 男女共同参画推進担当
電話:0985-26-7040 FAX:0985-20-2221
メール:seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

男女共同参画関係用語

固定的性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」など性別によって役割を分ける考えをいう。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。

国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の17のゴールのひとつとして「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。また、ジェンダー平等には、①全体の目的、②すべてのゴールを達成するための「手段」、③一つのゴール、の3つの側面があるとされている。

ジェンダーギャップ指数 (GGI)

世界経済フォーラム(WEF)が公表している各国の男女格差を測る指標。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから算出される。日本は特に政治・経済分野での女性の参画状況で格差が大きく、その順位を下げている。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (SRHR)

性と生殖に関する健康と権利(Sexual Reproductive Health and Rights)。すべての人にある「性」と「生き方」に関わる自己決定権(人権)。

どんな人を好きになるかならないか、子どもを持つか持たないか、どんな人生を歩むか、を自由に決めるためには知識が必要であり、世界では、子どもたちの発達に応じた包括的性教育が行われている。

SOGI (性的指向・性自認)、LGBT

性的指向(好きになる性・Sexual Orientation)、性自認(心の性・Gender Identity)、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」。すべての人が持っている属性のこと。

LGBTは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と出生時の性別が一致しない人)のアルファベットの頭文字を取った言葉で、「性的少数者の総称」のひとつとして用いられている。

県内の男女共同参画センター

★ 県男女共同参画センター

宮崎県男女共同参画センターは、本県の男女共同参画社会づくりのための拠点施設です。どなたでも御利用できます。お気軽に御利用ください。

宮崎市宮田町3番46号(県庁9号館)

電話:0985-32-7591 FAX:0985-60-1833 メール:info@mdanjo.or.jp

<https://www.mdanjo.or.jp>

開館時間:月～金 9:00～17:30 土 9:00～17:00(祝日、年末年始除く)

電話相談・面接相談* 面接相談は要予約

専用電話:0985-60-1822

受付時間:月～金 9:00～17:00 土 9:00～16:30

専門相談(法律相談)…第3火曜日の午後

(こころ相談)…第2火曜日の午後 (からだ相談)…年3回

★ 宮崎市男女共同参画センター「パレット」

宮崎市宮崎駅東3丁目6番7号

電話:0985-25-2055

開館時間:9:00～21:00 日9:00～17:00

休館日:火、祝日、年末年始

電話相談専用電話:0985-25-2057 月～金 9:00～17:00

★ 都城市男女共同参画センター

都城市姫城町6街区21号 都城市役所本庁舎2階

電話:0986-23-2121

開館時間:8:30～17:15 休館日:土・日、祝日、年末年始

電話相談専用電話:0986-23-7157 月～金 10:00～16:00

★ 延岡市男女共同参画センター

延岡市桜小路360番地2 川中コミュニティセンター2階

電話:0982-22-7056

開館時間:9:00～22:00 休館日:土・日、祝日、年末年始

電話相談専用電話:0982-23-1141 月～金 9:00～17:00

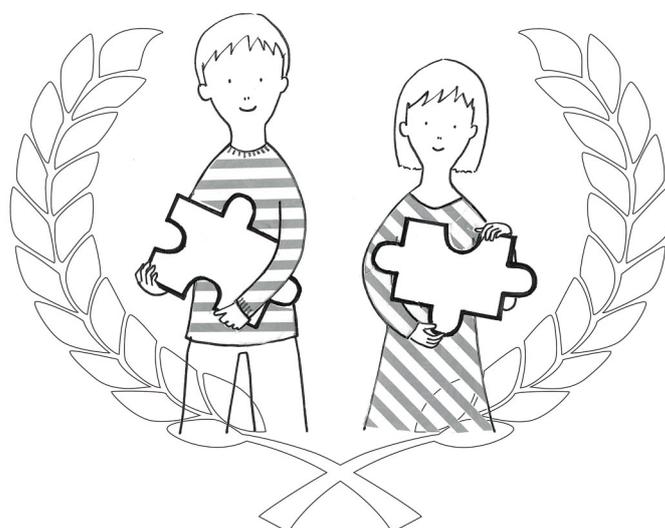
★ 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」

日向市中町1-31 日向市文化交流センター小ホール棟 2階

電話:0982-50-0300

開館時間:9:00～21:00*土・日・祝日は17:00まで 休館日:水、12月28日～1月4日

電話相談専用電話:0982-55-1660 月・火・木・金 13:00～16:00



宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話 0985-26-7040
FAX 0985-20-2221
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp>